

総務文教消防委員会会議録（令和3年6月16日）

出席委員 青山委員長 大浦副委員長 竹原委員 原委員 岩城委員 古沢委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 上田市長 石川副市長 伊東教育長 石坂総務部長
菅沼会計管理者 上田教育委員会事務局長 川岸消防
署長 川岸営繕課長 丸山税務課長 伊井監査委員事
務局長 椎名学務課長 地崎生涯学習課長 落合子ど
も課長 相沢企画政策課主幹 櫻井総務課主幹 奥村
財政課主幹

職務のため出席した事務局職員 藤名局長 香川係長

午前10時00分開会

青山委員長 ただいまから、令和3年6月定例会総務文教消防委員会に付託された案件を審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1、会議録署名委員を指名いたします。

岩城晶巳委員、古沢利之委員にお願いいたします。

日程第2、付託案件の審査に入ります。

議案第27号、議案第28号、議案第30号、議案第32号、議案第35号、議案第36号、議案第37号の7議案を一括して議題といたします。

まずは予算関係の議案についてです。

常任委員会に付託されました予算関係の議案の説明につきましては、全体委員会のみですることとなっております。

よって、議案第27号 令和3年度滑川市一般会計補正予算（第1号）及び議案第36号 地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについて 専決第5号 令和2年度滑川市一般会計補正予算（第9号）につきましては、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局から追加で説明する事項はありますか。

（特になし）

青山委員長 ないようでしたら、これより質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言を願います。

大浦副委員長 消防分団施設整備事業費の中で、ゴーグルの購入をされるということなんですけれども、提案理由説明の中では……、すみません、まずこの補助金に関してはコロナ関連の補助金でよろしいですか。

川岸消防署長 お答えします。

これは、総務省消防庁からの消防団新型コロナウイルス感染症対策事業の一つで、消防団設備整備費補助金を使うものでございます。

大浦副委員長 提案理由説明の中でも「感染防止」という言葉が入っているので、飛沫感染で目から感染する確率ってどうなのかなと思うところがあって、コロナ関連で、眼鏡の着用を義務づけたりとか、そういったことってあまり言われていないのに、ここで消防署は、団員がゴーグルをつけて感染防止するというところにちょっと違和感を感じて、どの程度、飛沫感染の確率があってこのゴーグル購入を決められたのかなと思ったんです。

例えば、災害時、ガラスなどの危険物が目に当たるのを防ぐというものなら分かったんですけど、このコロナの感染防止という意味でのゴーグル購入に関しては、訓練でも使うとなっているので、どういうふうにお考えなのかということをお聞かせください。

川岸消防署長 お答えします。

この事業の補助対象資機材としては、感染防止衣、マスク、グローブ、そしてゴーグルがあったものです。今回は、災害時の避難所運営支援の際などに、新型コロナウイルス感染症患者と接触する機会があるという想定の下でゴーグルを選定したものでございます。ほかの補助対象資機材の備蓄に関しては、今のところ十分そろっているとの考えで、今回はゴーグルを対象といたしました。

大浦副委員長 66万円の予算でゴーグルは幾つ購入できるんですか。

川岸消防署長 1個2,200円の単価のものを300個用意しようと思っております。現在、消防団の実員は295名でございます。それで、各分団に今回用意するゴーグルを配分しようと思っております。

大浦副委員長 私も少しゴーグルの単価を調べてきたんですけど、単価がピンキリなんです。特に災害用になってくると非常に高額なものとかあったんですけど、295

名分準備するものとして2,000円ぐらいのものを選ばれたということなんですか。

川岸消防署長 これはカタログとかを見て、これが適当であるなど担当者で決めて選んだものでございます。

大浦副委員長 これは国とか県で統一されたものじゃなくて、例えば東部消防のみでそういったものを統一するという考えなんですか。

川岸消防署長 お答えします。

これに関しては特に国からの指定はございませんので、こちらで仕様書を作って計画いたしました。

大浦副委員長 分かりました。

青山委員長 ほかに質疑はございませんか。

大浦副委員長 保育対策総合支援事業費の医療的ケア児の保育事業補助なんですけれども、こちらは保育環境の体制整備ということで予算案が出ておりますけれども、この体制整備を具体的に説明いただきたいんですけれども。

落合子ども課長 この事業につきましては、医療的ケア児、お二人のお子さんを受け入れる園に対する補助ということで、園側で医療的ケア児のケアをする専任の看護師、保育補助をする人員を配置するところでございます。そのための経費として、補助の内容としては、人的体制、環境整備のためとなっております。

大浦副委員長 それは2名の人件費ということなんですか。

落合子ども課長 国の補助要綱、内容的には人件費とは限らないことになっておりますので、例えばお二人のお子さんを受け入れるに当たり、医療的なベッドとかを整備されるということであれば、そういったものにも充てることができると。申請内容等を精査して補助していきたいと考えております。

青山委員長 ほかに質疑等はございませんか。

(質疑する者なし)

青山委員長 ないようでしたら、予算以外の議案についての説明に入ります。

議案第28号 滑川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから順次説明を求めます。

櫻井総務課主幹 それでは、議案集の28-1ページをお願いいたします。

議案第28号 滑川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

に関する法律、法律名がちょっと長いので、以下、番号利用法と呼ばさせていただきます。

この番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案資料集でご説明いたしますので、資料集の1ページをお願いいたします。

まず1番、制定(改正)理由につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が5月19日に公布され、番号利用法が一部改正されたことから、当該条例において引用している部分について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容としましては、番号利用法におきまして、第19条第4号といった規定が新たに追加されたことに伴いまして項ずれするものですから、関係条例で引用している法の項番号を繰下げするものでございます。

改正する条例としましては2つございまして、1つ目は、滑川市の番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、2つ目としまして、滑川市個人情報保護条例、この2つでございます。

施行期日は9月1日であります。

なお、2ページ以降の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案集の37-1ページをお願いいたします。

議案第37号 富山県市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

資料集で説明いたしますので、資料集の48ページをお願いいたします。

組合規約の変更についてでございますが、変更の理由につきましては、富山県市町村総合事務組合で共同処理する市町村税滞納整理事務については、平成16年3月31日をもって徴収事務を休止しまして、以降、財政調整基金を取り崩しながら、全市町村を対象としまして滞納整理実務研修会を開催してきたところでございますが、基金残高がゼロ円となったことから、市町村税滞納整理事務を廃止するといったものでございます。

変更内容としましては、組合規約で規定する共同処理する事務から市町村税滞納整理事務を削るといったものでございます。

次のページの新旧対照表も見ていただければと思いますが、条例第3条第10号に記載のあります市町村税滞納整理事務の項目を削除し、別表第2の中に記載のあり

まず第3条第10号に関する事務の行を削るといった改正内容となっております。

施行期日は、令和3年8月1日でございます。

私からは以上です。

青山委員長 委員の皆さん、いきなり37号に飛んでしまいましたすみません。各課ごとという形になっていきますので、このようになりました。

では、次、お願いします。

伊井監査委員事務局長 では、議案集に戻っていただきまして、議案集の30-1ページをお願いいたします。

議案第30号 滑川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料集で説明をさせていただきます。資料集の6ページをお願いいたします。

制定（改正）理由でございます。地方税法等に基づき固定資産の価格に関する不服の審査の手續等を規定している当該条例について、審査申出書等の書面への押印を不要とすることにより、申出者等の負担を軽減するため、所要の改正を行うものでございます。行政手續における押印見直しの一環ということでございます。

2、主な制定（改正）内容でございます。

次に掲げる書面の押印を廃止するものでございます。

まず1番目、審査の申出者が提出する審査申出書、2、口頭審理において申出者が提出する口述書、3、委員会において作成する調書、意見陳述調書、口頭審理調書、実地調査調書及び議事調書について、これらの押印を廃止するものでございます。

3、施行期日につきましては公布の日からとしております。

7ページから9ページの新旧対照表の説明は省略をさせていただきます。

私からは以上でございます。

落合子ども課長 議案集の32-1ページ、議案第32号 滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料集の13ページをお願いします。

まず改正理由でございますが、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、家庭的保育事業等の設備及び運

営に関する基準の一部が改正され、令和3年7月1日に施行されることから、当該条例において引用している部分について所要の改正を行うものでございます。

あわせて、定義範囲の改正等も行うものでございます。

2の改正内容でございますが、改正内容は2点ございまして、1つ目は目次及び第51条関係で、電磁的記録による方法を認める規定の追加でございます。

家庭的保育事業者等及びその職員において書面により記録や作成を行うことが規定または想定されているもの——例えば利用者への説明、同意などがございすが——について、書面に代えて電磁的記録により行うことを原則として認めるものでございます。

2つ目は、第7条関係の定義範囲の改正等で、「教育」及び「利用乳幼児」の用語について、第7条第4項第1号でも用いられていることから、当該用語の定義範囲を改正するとともに、その他用語の整理を行うものでございます。

ちなみに、この家庭的保育事業者等といいますのは、市が認可する保育事業でございますが、現在のところ市が認可している事業はなく、したがって、改正に伴う市の影響等もないところでございます。

施行期日は令和3年7月1日。

14ページからの新旧対照表については説明を省略させていただきます。

私からは以上です。

上田教育委員会事務局長 続きまして、議案集の35-1ページをお願いいたします。

議案第35号 滑川市総合体育センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料集の25ページをお願いいたします。

1番、改正の理由といたしましては、生涯にわたり、スポーツ・レクリエーション活動を通して、健康で明るく充実した生活を営み、活力ある地域社会をつくり出す生涯スポーツ社会の実現を図るため、市民の健康寿命の延伸を目指した地域づくりを目的に活動する市長が認める高齢者団体が、スポーツ活動で年間を通して、体育センター、体育室を利用する場合に係る料金を無料化するに当たり、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、第11条関係で、体育センターの体育室の利用料金について、市民の健康寿命の延伸を目指した地域づくりを目的に活動する市長が認め

る高齢者団体が、スポーツ活動で年間を通して利用する場合に免除する規定を追加するものでございます。

これまでのスポーツ少年団や小学校の教育を目的とした文化活動団体、中学校の部活動団体のほかに、今回新たに高齢者団体を追加するものでございます。

施行期日は、令和3年7月1日としております。

なお、26ページからの新旧対照表については説明を省略させていただきます。

以上でございます。

丸山税務課長 それでは、議案集の36-1ページをご覧ください。

議案第36号 地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについてのうち、専決第6号 滑川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案集の36-18ページをご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、滑川市税条例等の一部を改正する条例については、令和3年3月31日付で専決処分しましたので、議会の承認を求めるものです。

資料集で説明したいと思いますので、資料集の27ページをお願いいたします。

滑川市税条例等の一部を改正する条例の専決について、改正の専決理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布されたことから、当該条例において引用する部分について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容ですが、今回の条例改正は改正箇所が多いことから、特に市民生活に影響があると思われる箇所を中心に説明させていただきます。

(1) 固定資産税関係です。

土地の負担調整措置として、評価替えに伴い税額が増加する土地について、令和3年度に限り、前年度の税額に据え置く措置を講ずるもので、第1条中附則第12条を中心に規定の整理を行っております。

続きまして、(2) 軽自動車税関係であります。

アにおきましては、環境性能割の税率の適用区分について、新たな令和12年度燃費基準の下で税率の適用区分を見直すものであり、第1条中第81条の4の規定の整理を行っております。

イにおきましては、環境性能割の臨時的軽減の延長について、令和元年10月1日

から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車を対象とする環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減措置について、適用期限をさらに9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするもので、第1条中附則第15条の2の規定の整理を行っております。

ウにおきましては、グリーン化特例の軽減を燃費基準等の見直しを行った上で2年間延長するもので、第1条中附則第16条の規定の整理を行っております。

続きまして、(3)個人住民税であります。

住宅ローン控除について、控除期間を13年間とする特例の適用期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とするもので、第2条中附則第26条の規定の整理を行っております。

3、改正する条例ですが、滑川市税条例と滑川市税条例等の一部を改正する条例でございます。

施行期日ですが、令和3年4月1日でございます。

次ページ以降の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

以上でございます。

青山委員長 それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある委員は、挙手の上、発言を願います。

竹原委員 条例でお願いします。

総合体育センターの条例の改正についてです。

改正理由に市長が認める高齢者団体というものがあまして、まず、市長が認める高齢者団体とは、想定団体、あるいは、団体と言われても、10人も20人も団体、2人も団体という解釈もできるかと思いますが、人数的なもの、それから、体育協会に入っている中でもオーケーなのかという話です。

「スポーツ活動で年間を通し」という形で書いてありますけれども、月に1回年間を通せば12回も年間を通して、年に1回何かの大会をするのも年間を通じてと解釈できるだろうという形で、この解釈についての定義、それから、運用規定をしっかりとつくと、高齢者だからという、ただそれだけの理由で、市長に認めてもらったからという形で乱雑に利用されても、これは担当としても困るのではないかなという思いがあるので、ちょっと聞かせてください。

上田教育委員会事務局長 体育館の利用状況について申し上げますと、カローリング

をやったり、ラージボール卓球であったり、フレッシュテニスであったり、あとは、ビーチボール等の団体が平日の日中ご利用いただいております。そのほかにも、高齢者として、太極拳であるとか、ヨガとかという活動もされておられるかと思っております。これらにつきましては、なめりCANクラブ等の教室に加入してやっておられる方が何名かいらっしゃると思っております。

今お話しいただきました市長の認める高齢者団体につきましては、構成年齢は60歳以上の方々と考えておりましたが、団体の人数については、カラーリングを想定しての人数になりますけれども、1チーム3人でございますので、対戦する形であれば6名ということで、6名以上の方々とところで1つ線を設けたいと考えております。

また、年間を通しての利用の定義でございます。委員もおっしゃいましたように、年1回でもということでございますが、まずは年1回開催の大会は外したいということでございまして、定期的な活動をいただく団体ということで、最低でも月1回以上、体育センターで活動いただくことを想定しております。既存の利用団体の状況を見ておりましたが、週1回以上の団体から月1回という団体もいらっしゃいますので、月1回を最低ベースとして考えていきたいと思っております。

あと、運用規定についてでございますが、これから各種規定を設ける中で、指定管理者が受付する際に一番困ると思っておりますので、そちらとも協議しながら分かりやすい規定をまたつくっていきたくと考えております。

以上であります。

竹原委員 ありがとうございます。

あと、ちょっと気になったのが、条例の中に「市長が認める高齢者団体」という書き方があるので、逆に言えば、市長が認めない高齢者団体というのも発生するおそれがあるのかなという思いがあるんですが、どういった解釈をすればよろしいですか。

上田教育委員会事務局長 「市長が認める高齢者団体」という部分について、認める、認めないというか、スポーツ等の活動に対してご利用いただければという思いで記載しておりますので、例えばちょっと曖昧な部分の団体等が出てきたときに、この文言等を活用しながら、利用団体の内容確認をさせていただく際にこのような文言を設けて、団体の目的といいますか、そこらを確認するために記載したものでござ

います。

竹原委員 あと、「体育室」という書き方になっているので、これは例えば、体育の中のアリーナもしかり、研修室もしかり、場所についてはどこでも使っていただいているという解釈でよろしいですか。

上田教育委員会事務局長 現在のところは、アリーナ、体育室に限定してご利用いただきたいと考えております。

竹原委員 カローリングであれば、以前、廊下でやっていたときもあったと私、記憶しているんですけど、例えば、アリーナはもう既に使われている先約団体があって、高齢者団体、カローリングの方たちが体を動かしたいから使わせてよと言われたときに、いや、アリーナは空いていないから廊下を使ってくれという話が出てくる可能性もあるような気がするんですが、そこら辺は運用規定でしっかり利用者側も利用できる体制を取ってあげて、指定管理者もちゃんと、今日は駄目、明日はいいよというような曖昧な解釈にならないように、運用規定だけはしっかりとしてください。

上田教育委員会事務局長 ありがとうございます。種目によって多くの団体に集っていただければという思いもございますので、そこらの調整もしっかりできるように、また規定も努めていきたいと思っております。

大浦副委員長 同じところなんですけれども、私は別に反対しているわけじゃないんですけれども、私は今定例会の議場の中で、公共施設は適正な受益者負担によって維持管理していくべきであるという国なり市の方針が示されている中で、例えば、今、市長が認める高齢者の方々を無料にして、利用料収入、使用料収入、そんなに大したことはないのかなと予測はしているんですけれども、その減った分をどこかで補っていくということも考えられるんですけれども、そういった方針に関してはどうお考えなのかお聞かせください。

上田教育委員会事務局長 今回の改正について、目指すところは、高齢者の方々にスポーツを親しむ機会の提供というところが1つございます。それに併せて、仲間、団体との交流によってコミュニティーの形成に寄与できればという部分が1つ。3点目については、すぐ結果が出るかどうか分かりませんが、行く行くは医療費等の軽減につながればという思いもございまして、そこらを主に考えておるところでございます。

上田市長 今、パークゴルフは80歳以上をただにしました。やっぱり倍の人数の方がおいでになっています。ということで、健康志向で取り戻せると思っています。

大浦副委員長 医療費の面で、当然そういう目的があって、パークゴルフも含めてこういったことをやられているのは重々分かっていたんです。ただ、社会保障費と比較するときが自分の中であって、結局、高齢者をどんどん無料にしていくということは、例えば体育館であれば、少しでも高齢者の健康維持を保つために、若い利用者にまた何かしらの負担を強いることがあるんじゃないかなという考え方を持っていたことがあったので、こういった質問をさせていただきました。やはり受益者負担というバランスは保たなければいけないという考えだったので質問させていただきました。

上田市長 これまで、料金を僅かでも取るとやらん人が結構あるんですね。やっぱりせつかくの設備は使ってもらって何ぼのもの、使われない設備なんてのは本当にみじめだという感覚でやらせていただきたいと思います。

青山委員長 そのほかございませんか。

(質疑する者なし)

青山委員長 ないようでしたら質疑を終結いたします。

これより、付託議案に対する討論を行います。

討論を希望される委員は挙手を願います。

(討論する者なし)

青山委員長 ないようでしたら、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第27号、議案第28号、議案第30号、議案第32号、議案第35号、議案第36号、議案第37号の7議案を一括して採決を行います。

議案第27号 令和3年度滑川市一般会計補正予算（第1号）

議案第28号 滑川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第30号 滑川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 滑川市総合体育センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについて

専決第5号 令和2年度滑川市一般会計補正予算（第9号）

専決第6号 滑川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 富山県市町村総合事務組合規約の変更について

以上の案件について賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

青山委員長 賛成全員。よって、議案第27号、議案第28号、議案第30号、議案第32号、議案第35号、議案第36号、議案第37号の7議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

午前10時37分議決

青山委員長 以上で付託案件の審査は終わりました。

日程第3、その他につきまして当局から何かありましたらお願いします。

石坂総務部長 それでは、私から（仮称）中滑川複合施設建築工事の入札について申し上げます。

先日、報道にもございましたけれども、中滑川複合施設建築工事の入札に関しまして情報が寄せられたところでございます。

その経緯と市の対応等について報告を申し上げます。

先週11日でございますけれども、入札担当課、財政課になりますが、そちら宛てに、郵送にて談合が疑われるような内容を記載した文書が匿名で届きました。市では内規に従いまして、速やかに公正入札調査委員会を開催しまして、文書に記載のあった業者を呼び、事情聴取を行いました。

寄せられた情報の内容ですとか聴取の内容につきましては控えさせていただきますけれども、聴取の結果、記載された内容につきまして、それが事実であると認められる証拠は得られなかったことから、予定どおり入札を執行することといたしました。

入札当日、14日でございますけれども、出場入札でございましたが、入札の前に、今後、談合等の事実が明らかになった場合は、入札を無効とするといった旨の注意喚起をした上で執行いたしたところでございます。

以上です。

櫻井総務課主幹 私からは、令和3年度の富山県総合防災訓練案の概要についてご説明させていただきます。

お手元にA4の資料を配付させていただきましたので、ご覧ください。

また、これから説明させていただきます内容でございますが、県知事による訓練実施の日時や内容等の公表はまだなされていないことから、内々にしていただきたいことと、現時点における内容でございますので、時間や内容が今後変更となる可能性があるかもしれないことをご了承くださるようお願いいたします。

まず、訓練の日時でございますが、令和3年8月1日の日曜日、8時半から開始したいと考えております。また、閉会式は午前11時半を予定しております。

実施会場でございますが、本市の総合体育センター周辺をメイン会場として実施する予定で、魚津市、上市町、舟橋村においてもサブ会場として訓練が実施されます。

訓練における災害想定は、右の四角の囲み欄に記載のとおりとなっておりますが、訓練前日の日中から局地的な豪雨が発生しまして、大雨洪水警報等が発表され、夜間には小康状態となるものの、訓練当日の午前6時にマグニチュード7.3、震度7の直下型地震が発生し、火災や多重交通事故、家屋の倒壊や土砂崩れ等の被害があったという想定で訓練いたします。

その訓練の中で主な訓練項目ですが、①番としまして、住民への情報伝達訓練。これは防災行政無線や緊急速報メール、いわゆるエリアメールといったものです。あと、市のメール配信サービス、市のホームページやケーブルテレビで災害が発生したと避難指示を発令することを住民の皆様にお知らせします。この伝達訓練が始まりの合図になるかと思えます。

②番ですが、災害現場においても現地の災害対策本部を設置し、指示や情報収集をするといったことを想定しまして、現地災害対策本部の設置運営訓練を行うものでございます。

③番の避難所開設運営訓練ですが、避難所を開設したときに、コロナ禍を想定し

て、どのように受付するのか、間仕切りなどで避難スペースを確保したらよいのかを実際の体育館の大きさの中で訓練したいと考えております。

これについてもそうなんですけれども、ただし、当日のコロナの感染状況が見込めないことから、密を避けるといった対策を取る意味でも、今回は市民の皆様に避難所に避難してもらうといった住民参加型ではございませんで、職員の動きを見ていただく見学型とすることとしております。

④番としまして、福祉避難所、要配慮者の搬送訓練ですが、③番と連携もしておりますが、避難者のうち避難所生活が困難な要配慮者を福祉避難所である富山医療福祉専門学校に移送、搬送する訓練を併せて行います。

続きまして、⑤番は緊急支援物資の物資輸送訓練、これは洋上訓練でございます、海上自衛隊の掃海艇で運んできた支援物資を漁港で積み替えてトラック等で運び、体育館へ運ぶものでございます。

総合体育館、武道場ですが、緊急支援物資をそこで受け入れて配分、調整する訓練をするものでございます。

続きまして⑦番、災害ボランティアセンターの設置運営訓練をサン・アビリティーズ滑川で行いまして、これは社会福祉協議会の協力をいただいております。

⑧番、地域住民による初期消火訓練でございますが、これは見学に来られた方にも水の消火訓練を体験してもらうものです。

⑨番の水防団員による土のう積み、工法訓練でございますが、これは会場内に流れる鋤川の横で水防団員が土のう積みの訓練を行います。

⑩番のマンホールトイレ設置訓練、展示でございますが、スポーツ・健康の森公園内にありますマンホールトイレを皆様に見ていただこうと展示するものでございます。

⑪番の非常食配布でございますが、今回、コロナ禍によりまして炊き出し訓練等はやめたいことと、8月と真夏ということもあり、食中毒の心配もありまして、今回は非常食、アルファ米などを配布することで訓練にしたいと思います。

⑫番の地震体験、土石流体験でございますが、これは、河川国道事務所や立山砂防事務所などから起震車や土石流を体験できるような車をお借りしまして、そこで体験してもらうものでございます。

最後に、星印でございますが、次に配布する7月号広報の中でも、防災訓練の内

容と併せまして、住民の皆様にご覧いただき、この資料について各世帯や地域でも取り組みましょうということをご啓発する内容となっております。マイ・タイムラインシートを作成、シェイクアウト訓練をしましょう、非常持出品の点検をしましょう、各地区防災資機材倉庫の点検をしましょうといった内容となっております。

議員の皆様方にもご見学していただき、また、閉会式についてご参加いただくよう、また後ほど案内させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後にちょっと訂正させていただきたいんですが、この資料の右上のところなんですけど、「総務文教消防委員会協議会の開催」と記載させていただいたことをおわび申し上げます。「総務文教消防委員会の資料」と訂正させていただきます。よろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

丸山税務課長 それでは、税務課からなんですが、昨日の尾崎議員の一般質問にも回答を行いましたが、この場を借りて改めて裁判に関するご報告をさせていただきます。

固定資産税賦課処分等取消請求事件に関する裁判については、6回目が5月19日にウェブ会議で行われました。今回は、前回行われた論点整理の際、裁判官から求められたものを双方が提出し、その確認が行われたところです。次回は、7月12日月曜日、11時半からウェブ会議で行われる予定となっております。

以上でございます。

青山委員長 そうしましたら、報告がありました件について質疑がありましたらお願ひいたします。

質疑のある委員は、挙手の上、発言願ひます。

古沢委員 質問でも取り上げたことがあるんですけど、防災訓練の件です。想定を見たら、魚津断層帯直下の震源が大浦断層、マグニチュード7.3、震度7の想定のようなんです。魚津断層帯は詳細も分かっていないところがあるんですけども、いずれにしても、大浦断層帯だということであれば、情報伝達訓練の中にある市のホームページ、ケーブルテレビというのがありますが、Net3の事務所のすぐ近傍を大浦断層、魚津断層帯が走っているはずなんです。そうなると、情報発信をするべきNet3の情報発信がもしかしたら不可能になっているかもしれないということも想定としてはあり得るんです。そういったことも想定に加えていただいて、どうするのかと

いうことをぜひ考えていただきたいと思います。

櫻井総務課主幹 今ほど言われたことは現時点では想定していなかったものでございまして、想定としてはいいご提案をいただいたかなと思いますので、今から内部で、県も併せて検討して、また盛り込めるものがありましたら盛り込んで訓練したいと思います。

青山委員長 ほかにございますか。

古沢委員 さっきの情報伝達のあれに関連してなんですけど、前、市としての機材整備を行われたときに、無線機をかなり用意されたはずなんです。役所の中での内部の連絡調整について、そういったこともちゃんと使ってほしいんです。お願いします。

櫻井総務課主幹 今、デジタル化整備工事に伴いまして、携帯型、可搬型の無線機もそろえましたので、それをこの訓練の中でも使用して挑みたいと今考えておりますので、ちゃんと訓練の中で使っていきたいと思います。

青山委員長 ほかにありませんね。

(質疑する者なし)

青山委員長 ないようですので、これにて令和3年6月定例会総務文教消防委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時51分閉会